

仮名をめぐるターミノロジー

——仮名用語再考・再論——

山 田 健 三

1 はじめに

本稿は、私がこれまで取り組んできた仮名用語の問題について（稿末参考文献リスト参照）、その研究意義に関する問題意識・方法論の理解という点に力点をおいて「再論」するものである。「仮名をめぐるターミノロジー」を本題とした所以である。

よって、副題に「再論」とも示したように、本稿において示される事象や指摘については、既発表論文の記述からの引用や、重なるところが少なくない。本論の性格上そのような記述にならざるを得ないことについて、予めお断りしておきたい。

2 学術用語と歴史的用語：用語をめぐる問題意識

歴史的かつ一般的に実用されてきた用語は、社会変化などによって意味変容が生じることはままあることである。そういった用語をターム（学術用語、専門用語）として用いようとする場合、取り分け現代においても使用されている用語の場合、現代における意味との違いのある可能性を前提に議論しなくてはならないだろう。

山田（2015c）の最後で、こういった術語問題にふれて(1)のように述べた。

- (1) … 学術シーンで用語の意味が違っては、議論に支障を来しかねないし、学術用語は定義してから使われるべき、とはよく言われることであるし、もちろん無暗に新語を鑄造することは慎まねばならない。

しかし、術語を「定義」ということは「発見された／ている意味」にラベリングするという行為であって、文字通り「発見された／ている意味」にしか適用できない。言語史研究においては、歴史的な実用語（歴史的用語）を学術用語として用いる場合、まずは当該の語の「発見されていない意味」を、歴史的コンテキストの中で吟味し、意味を「発見」する手続きが先行される必要がある。

（中略）新鑄の術語であれば「定義して用いさえすればよい」という立場も、ある程度理解できる。しかし、それとてフヘン（不変・普遍）ではない。

学問の歴史とは「術語の歴史」でもある。

このスタンスは、「平仮名」という用語をめぐる、例えば次のような問題意識として理解される。

1. 11世紀写の和歌歌謡文献資料である『古今集高野切』に現れる仮名を「平仮名」と称することは、一般社会のみならず、学術シーンに於いてさえも一般的。
2. しかし、その仮名のありよう（視覚的形態）は現代の「平仮名」とは随分異なることは明らか。
3. 現代の通常の「平仮名」との相違点（形状・異体の多さ・連綿など）が存しても、その違いを超えて「平仮名」と呼ぶことに支障がないとしたら、両者の違いは etic のレベルに過ぎない、と言語学的に解釈したことになる。つまり本質的には（emic のレベルでは）同一とみてかまわない、ということ。（が、それでよいか。）
4. 一方、同じ11世紀写と見られる雅楽歌謡文献資料である『神歌抄』（東京国立博物館蔵）の中途以降に見られる仮名の視覚的形態は、現代の「平仮名」に酷似している。
5. 異なる時代のみならず、同時期（11世紀）に両様の仮名表記が見られるが、これをどちらも「平仮名」と呼んでよいのであれば、当時においてもその差は etic なレベルの問題であって、emic なレベルでは意味はなかったと見ることになる。（が、それでよいか。）
6. 但し、当時（平安期）これらを「平仮名」と呼んだ文献徴証は現在のところ確認されておらず、単に「仮名」という呼称が文献上に現れるに過ぎない。
7. ここから、昔の仮名＝今の平仮名、という見立てが生じている。（が、それでよいか。）

「（が、それでよいか。）」という内省を、楔さながら、いくたびも付したように、「昔の仮名＝今の平仮名」という理解の導きには、(1)で示した観点からは方法論的問題が含まれていることを指摘せざるを得ない。

ここでいう「方法論的問題」とは、（言わずもがなの）(2)の手続きの欠如を意味する。

- (2)a. 時間（もしくは空間）を隔てて存在し、一方から相似たものとして見える二つの具体的事象の意味を明らかにしようとする場合、先ずはその事象の存在の仕方をその時代・その空間において理解する必要がある。【事象観察からのアプローチ】
- b. そして同時に、その事象に言語表現が付与されているのであれば、類似表現も含めて、その言語表現自体の意味をその時代・その空間において理解しようとする姿勢が必要である。【言語観察からのアプローチ】

ちなみに、言語史研究において、この2つのアプローチが体系的観察から行われるべきものであることは、論を俟たない。

3. 術語問題事例：「平仮名＝草仮名」の時代

「論を俟たない」としたが、それは理想的・理論的にはそうであっても、現実的には、そういうアプローチ手順が踏まれて術語として確定されているとは限らない。事例を示そう。

以下、具体的に、近代（幕末期～戦前にかけて）、平仮名＝草仮名とされた時代があり、その後大きく理解が変容した事例を、既に指摘したことはあるが、山田（2013a）に従って再説する。

(3)に時系列に関連事項を整理したものを示す。

- (3)1. 伴信友¹『假字本末』上卷之上（嘉永3年〔1850〕刊）

「…さて然書く假字を草假字といふは、もと假字を草に書なだらめたればなり、（中略）顕昭の古今集序注の跋に、或説、貫之之草假字序詵紀淑望令書眞名序云々、とも記せり、なほあるべし、されどはやくよりつねにはたゞかなとのみ云ひなれたり、」（『伴信友全集第三巻』p.402上。下線山田）
2. 大槻文彦『日本辞書 言海』第二冊（明治22年〔1889〕刊）

「ひらがなニ同ジ」（稿本も同じ）
3. 上田萬年・松井簡治『大日本國語辭典』（富山房。大正4年〔1915〕初版。昭和27年新装版による）

「ひらがな（平假名）に同じ。」
4. 尾上八郎²（1926〔大正15〕）『平安朝時代の草假名の研究』

「假名に片草の二種ありて」「云ふまでもなく、片假名、草假名は、共に漢字より出でたり」「片草兩種の假名」
5. 平凡社刊（1930～1931年）『書道全集』

「平安朝草假名」（巻14～17）「鎌倉時代草假名」（巻17）「鎌倉中期以降現代に至る草假名」（巻25）

時代を問わず「草假名」が用いられ「假名」「平仮名」といった表現は用いられていない。
6. 伊藤壽一（1934）：ラジオ書道講座原稿

冒頭「草假名に關する用語といたしまして、單獨體、連綿體、それに調和體といふ様な言葉が、近頃一般に用ゐられてをります」と語り始め、「草假名」という用語自体の説明は一切見られない。
7. 『大言海』（昭和8年〔1933〕）

「かな、即ち、ひらがなノ本名。下略シテ、さうトノミモ云フ。」
8. 便利堂複製（1936〔昭和11〕）『國寶北山抄紙背草假名消息』

京都国立博物館蔵、国宝。10世紀末から11世紀初頭の連綿仮名消息の遺品として著名。（現在は「稿本北山抄紙背仮名消息」（森山隆（2006）『かなの成り立ち事典』）といった名称が一般的。）

現代では草仮名を平仮名と同義で用いることはまずないが、書道関連書籍のみならず、一般辞書の記述も同様であることから、少なくとも1930年代までは、(3)のように、この理解が広く流布していたことが知られる。

¹ 1773〔安永02〕-1846〔弘化03〕

² 書家・尾上柴舟としても知られる。1876-1957。

以上、平仮名＝草仮名とされた時代の事例を確認した。

4 事象観察と言語観察：吉澤義則（1941）の批判

さて、上記の理解は、平安王朝文学などにみられる「仮名」「草仮名」という歴史的用語を検討した結果とはいえ、伴信友『假字本末』の「假字を草假字といふは、もと假字を草に書なだらめたればなり」という言説をそのまま無批判に継承したもののように見える。

「無批判」という評価の妥当性を示すため、以下の記述内容の一部を先取りすると、吉澤義則が指摘する通り、伴信友の理解は、古今集注の「或説、貫之之草假名序、詵紀淑望令書真名序」の誤読に端を発するようと思われる。「… 草假名序／… 書真名序」と対比してみれば明らかなように「草」と「書」は動詞として対比して用いられており、「真名序ヲ書ス」に対して「假名序ヲ草ス」と読むべきところ。「草假名」という名詞で読むではならないところである。

1940年代に入り、吉澤義則（1941）『日本書道新講』（白水社）が、こういった状況に明確に(4)のように批判的に呼応した（山田（2013a）参照）。

- (4) a. 「この平仮名といふ名が一般に用ひられてゐるために、なんとなく凡俗な響きを持つやうに感ぜられるせゐか、近來書家の間では、これを草假名といふことが流行してゐるやうであります。けれども王朝人が草假名と呼んでゐたのは女手ではありませんでした。すなはち平仮名ではなかつたのであります。

今日を除いては平仮名を草假名と呼んだことは一度もありません。」（吉澤義則（1941：145）、下線山田）

- b. …… 然るに現代書家はすべて、草假名を女手の別名と誤解してゐます。この誤解は伴信友の假字本末に載せた謬説を踏襲したものであります。委しく申せば、鎌倉時代の学僧顕照が、その著古今集註の中に「或説貫之之草假名序、詵紀淑望令書真名序」と述べてゐるのを、信友は「貫之ノ草假名ノ序」と読んで、草假名を女手と説いてしまはれたものです。ところが右に挙げました如く、その著者の顕照自身は「貫之假名ノ序ヲ草シ」と読んでゐられるのでありまして、信友の誤読はとかくの論議にも及ばない明白な事実であります。なほ高田與清が草假名にヒラガナといふ傍訓を附して用ひてゐられる。與清は信友と友人の間柄であるから、信友の誤を信用したものでありませう。いづれにしても、草假名と女手が別體の假名であることは前章に説き盡したところありますから、今日かぎり女手を草假名と呼ぶことは止めてもらひたいのです。でないと、たゞ當人の誤謬といふばかりでなく、何一つ書くにもいふにも紛らはしくて、一々説明しなければならぬし、煩はしさに堪へないのであります。（吉澤義則（1941：229-231）下線山田）

吉澤（1941）の主張は、

1. 草仮名と平仮名は同義でない。

2. その誤りは伴信友に始まる。
3. その誤りの普及に書家³が関与。
4. 草仮名は平仮名の前身。
5. 平仮名成立後にも「草仮名」が用いられた (ex. 秋萩帖)。

とまとめられ、「草仮名≠平仮名」という認識は、今日では広く行きわたっている。その変容プロセスを知る上で興味深いのが、国語学会編（1955）『国語学辞典』の掲出項目「草仮名」（p.600、遠藤嘉基執筆）の(5)の記述。伴信友説から吉澤義則説へと動いていく様子が窺える。

- (5) かな字体の一種で、万葉仮名の草体化したもの。普通には伴信友の『仮字本末』の説に従って、女手（ひらがな）の別名としているが、厳密には、この二つは別のものであって、『源氏物語梅枝巻』に「唐の紙のいとすくみたるにさうに書き給へる…高麗の紙のはだ細かになごうなつかしきが…女手のうるはしう心とめて書き給へる」とあるのでわかると、吉澤義則は言う。このさうは『宇津保物語国譲巻上』に「はじめてには男にてもあらず女にてもあらず、あめつちそ」と応ずるもので、男とは男手、女とは女手、すなわち万葉仮名の楷行体でもなく、ひらがなでもない一体だから、草体ということになる。伝道風筆の『秋萩帖』などが一例であろうか。この草仮名からひらがなは生まれたのである。→女手・ひらがな。〔遠藤嘉基〕

〔参考〕『仮字本末』伴信友。『日本書道新講』吉澤義則。

しかし、ここで、その結論よりも重視したいのは、吉澤が「王朝人が草仮名と呼んでゐたのは女手ではありませんでした」「今日を除いては平仮名を草仮名と呼んだことは一度もありません」と明確に指摘するように、歴史的用語である「草仮名」の意味を歴史的用語として説くべきという主張している点、である。つまり、実際の当時の文献資料の読み込みによって、事象観察アプローチではなく、言語観察アプローチから得られた結論は、歴史的意味の解明として重みを有するのである、ということを確認しておきたい。

しかし、その吉澤も、一方で「草仮名」そのものの意味分析は、「「さう」は明らかに男手から女手へ發達していく道程を示すもの」（p.227）と、発展中途段階にあるものとして自明扱い（＝論証不要）にしている。これでは単線的な進化プロセスモデルに乗せて解釈した「事象観察」に過ぎず、方法論として疑問がある。

この一連の議論では、女手～平仮名～草仮名が漠然と同様に考えられていた状況から、吉澤は草仮名を引き離すべきことを指摘したのであるが、女手～平仮名の関係などは手付かずのままである。

以上のような問題意識に基づき、事象観察はもちろんのことであるが、特に言語観察からのアプローチに重点を置き、私は、稿末の参考文献に示すような関連研究を行ってきた。

³ 具体的な書家名として、吉澤は別の箇所、小杉楯邨、大口周魚、の名を掲げる。

5 用語問題は、研究手段の問題か研究対象の問題か

古い時代の仮名資料（木簡、墨書土器、刻書土器など）の発掘報道などが紙面を賑わすことの少なくない現在、文字の問題は歴史学においても大きな関心事であることは明らかである。いや、実際に資料発見に関わっている研究者は考古学者・歴史研究者が中心なので、むしろ言語研究者はコメンテーターという位置に過ぎないともいえる。しかしそのような立ち位置の問題は研究にとって本質ではなく、それぞれの立場から議論し、より豊かな研究成果が見込まれればそれでよい。

特に古代史における仮名の問題は、ひとり文化史上の問題のみではあり得ず、政治史上の問題としても重要であり、既に諸処で歴史研究者と言語研究者が同一テーブルに着くことは少なくないが、本稿の問題についても、(6)のような発言が歴史研究者からも出されている。

- (6) … このように平安時代の草体仮名に関する資料が増大し、様々な言及がなされる一方で、仮名それ自体の概念が十分に深められず、論者によって「草仮名」「平仮名」など関連用語の理解・使用が様々であることが、研究進展の上での障害になっている。（小倉滋司（2015：171））

「論者によって「草仮名」「平仮名」など関連用語の理解・使用が様々であることが、研究進展の上での障害になっている」というのは、本稿冒頭に述べたような、基本用語が定義されなくては、議論基盤が不確かなままで、安心して議論ができない、という意味であろうか。それとも、「関連用語の理解・使用が様々」のままで、それを議論するラウンドテーブルが学界に生じていない（＝「仮名それ自体の概念が十分に深められず」）ことを憂う学界批判であろうか。

前者の意味とすれば、専門用語の秩序を整えることにより、出来る限りユニヴァーサルな技術的問題として処理できるようにすることを目指すべき、という応用科学的なターミノロジー問題になろう。いわば研究手段の問題、ということ。

また、後者の意味であれば、基礎科学としての議論の進展を阻む何がしかが学界に存在していることの批判——いささか深読みにすぎるかも知れないが——とも考えられる。

しかし基礎科学における議論進展にはそれなりの時間を有すであろうし、実際に、小倉滋司（2015）自体は、自覚的に仮名用語問題の整理を図ろうとしている論考であるし、本稿のもとになったシンポジウム（表記史研究会）も同様のスタンスで企画されたものと理解しているが、これは「研究進展の上での障害」どころか、こういった問題こそが基礎科学（OS言語学）としての議論をシンカ（進化・深化）させ、むしろ研究を進展させる機会となっていると考える。ここでの用語問題は研究対象そのものである。

6 ここまでのまとめ、など

ここで一旦のまとめをしておきたい。

「仮名をめぐるターミノロジー」というテーマの下、これまでの研究を踏まえ、術語問題の重要性を説いた、つもりである。こういった問題自体が学界に於いて「語史研究」としてのみ理解されることのないことを願うばかりである。研究者にとって、タームは研究の「足場」として重要であることは間違いない。であるからこそ、常に保守点検が必要でもある。仮名用語を再検討する中で、改めて気づかされたのは、危うい「足場」が多く存在することである。

私見によれば、文法用語についても同様のことがいえそうに思う。例えば「主語」概念に関する問題意識は、山田孝雄や三上章を召喚するまでもなく、学界において深く広く認識されていることと思いたいが、表立ってそれをターミノロジーというタームにおいて議論する意識は少ないように思う。

なお、本稿の執筆動機には二つある。

一つは、術語定義がなされていないことが、研究停滞を招いているかのようにみえる言説の少なくないこと、それを反映してか「術語は定義して用いればそれでよい」といった楽観主義も見えることへの危惧である。「学問の歴史は術語の歴史でもある」ということを繰り返しておきたい。

もう一つは、本論文の元となったシンポジウム報告では、以下に述べる個別事例に関して反応（質問）が集中し、ここまで述べてきたことへの反応が感じられなかったこと、である。反応がないのは、私の主旨に肯定的であることの反映である、と素直に考えられるほどの心臓の強さは持っていないので、改めて書き記し問うておきたいと考えた次第である。

7 個々の仮名関連用語について

さて、以下は、以上の問題意識に基づく私の研究から得た、新たな用語理解の結果リストの提示とその解説である。

1. 上代に用いられていた「いわゆる万葉仮名」は「仮名」そのものである。（万葉集はかなりオープンな用字法を用いており、より実用的、クローズドな仮名セットを考える上では不向き。）
2. 平安期における「男手」「女手」は仮名の書体名称。
3. 「平仮名」という語は、平安期から存在。その文字実態は、上代仮名（男手仮名）の代替的位置を占める。
4. 「草仮名」は、草体漢字を仮名のごとくに用いたもの。よって仮名名称とはいえない。

これらは、これまでの研究成果の再説でもあるが、いささかの研究進展も踏まえ、補説的な意味も有す。

7.1 仮名（上代仮名）

文献的徴証はいまだないが、上代において歴史的用語として「仮名（仮字）」は成立していた、と理論的には見られる。

1. 「平仮名」「片仮名」の語構造（[ひら [かな]、[かた [かな]]）からして、（当然のことであるが）「平仮名」「片仮名」という用語成立以前に、用語「仮名」が成立していなくてはならない。そしてその事象形態を考慮すれば、その「仮名」の視覚実態は真名と同一、と仮定しなければ、平仮名・片仮名の形態は生まれえない。
2. ナ=字・名。一文字種のみ存在。
3. 使用実態としては、（正格・変格問わず）正訓字使用の漢文実態と、記紀歌謡などでの使用実態がある。
4. その使用実態に、それぞれ真名と仮名が対応。
5. よって、真名と仮名の本来の名称差は、視覚差呼称ではなく、用法差呼称にかかると見るべき。

後代呼称として「真名仮名」「真仮名」「万葉仮名」などがある。これらは平安以降に真名とフォルムを変えた後代の仮名を視座として、それと区別するために設けられた修飾表現を伴った呼称であるが、修飾表現を用いて「仮名」を用いることで、いずれも上代のそれを「仮名」と称すること自体を認めているということになる。とりわけ「真仮名」は、「本来の」という含みで「真」を冠しているであろうから、殊更、上代のそれは「仮名」であったと改めて指摘する必要はないように思われるかもしれない。しかし、あくまでもこれらは後代視点での呼称であり、当時の書記システム内での記述という姿勢には乏しい。「仮名」が本来用法差呼称であることは強調しておいてよいだろう。

ちなみに「万葉仮名」は一般的な歴史的用語として近世に現れ、現在とは意味用法が異なる。また、現在の「万葉仮名」は学術用語としては問題あり（山田（2013b）参照）。そこで平安以降の諸仮名用語の中で区別するための術語として「上代仮名」という呼称を提言した（山田（2013c）参照）。

7.2 男手・女手

男手=漢字、女手=仮名、という説明が現在一般であるが、文献的徴証から次のように説明されるべきことを指摘した。詳しくは関連論文を参照願いたい。

1. 男手・女手は、仮名の書体名称。男手≠真名。（山田（2010））
2. 男手仮名の視覚実態は上代仮名。
3. 両者の違いは、雅楽歌謡と和歌歌謡に典型的に現れる。（山田（2012、2013c、2015c））

7.3 平仮名

現代、あまりにありふれた「平仮名」であるが、次の諸点を指摘した。

1. 平仮名という名称は、文献的徴証としては、現在のところ室町時代まで遡り（山内洋一郎（2011））、理論的（内的再建）には平安期に遡る、と考えられる。（山田（2012、2013c、2015c））
2. 平仮名は男手仮名（上代仮名）の代替形とみられる。（山田（2012、2013c、2015c））

3. 「ひらがな」の「ひら」(*pira)とは「薄さ」「地位の低さ」(cf. 平社員)などを示すいささか差別的な表現であり、「かたかな」の「かた」を「未発達」(cf. かた穂)「不具」(cf. かたわ、かたうた)とみることと軌を一にする。(山田 (2012))

7.4 草仮名

「草仮名」については、次の諸点を指摘した。

1. 平安時代における「草仮名」という語の用例からは、草仮名そのものが鑑賞対象であったり、権威化されるものであったりすることが窺え、草仮名は特別のものと理解される。(山田 (2013a))
2. 草仮名の「草」とは、漢字書体の「楷・行・草」の「草」である。真名／仮名が、両者視覚的の差異を持たない用法差名称であることと、「草仮名」とは視覚的には草体漢字と変わらないことから推せば、草体漢字の仮名用法と見られる。(山田 (2013a))

以上のことから、山田 (2013a) では草仮名を「美術書体」という表現で押さえた。これは草仮名が美術的鑑賞を志向してデザイン生成された書体文字である、——同時に実用志向のデザイン書体ではないということを含意する——という意味で用いたものである。

しかしその意図とは別に「美術書体」という表現そのものから、「草仮名に限らず女手も美術鑑賞たりうるのではないか」という誤解も生じてしまったようなので、ここに少し補足しておきたい。

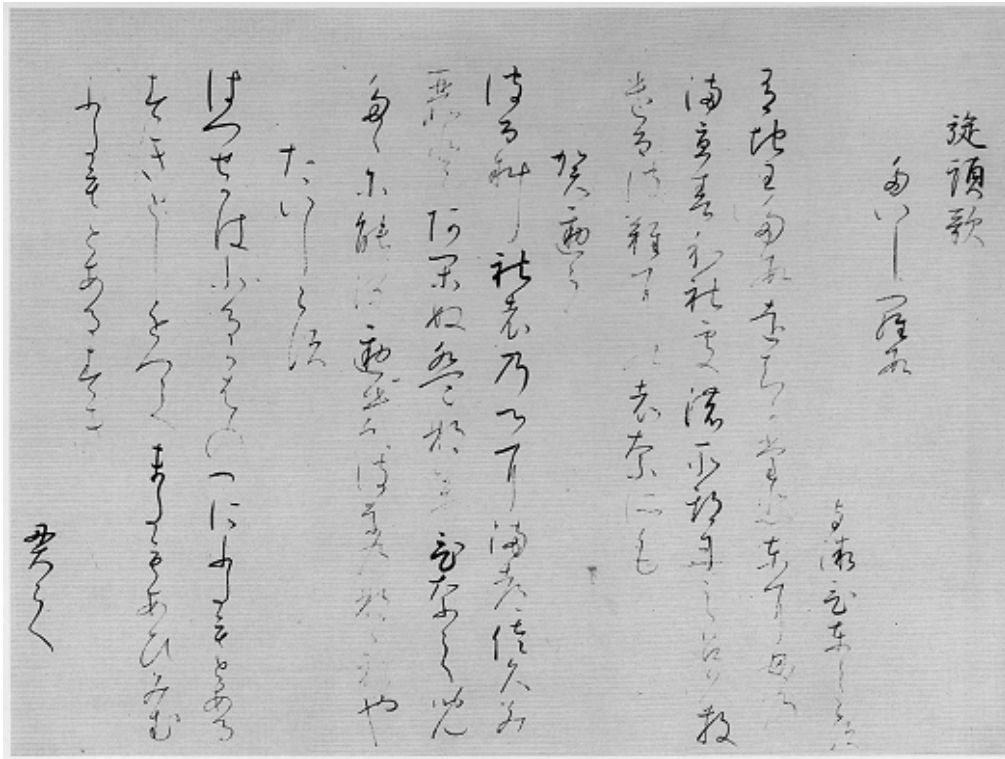
高野切古今和歌集は、同集の最古写本 (11世紀) であり、見事な女手使いの書道遺品として書道史上も名高い。完本もあるが、多くの断簡で諸処に分蔵されるほど美術品として重宝されたものである。ちなみに「高野切」の名は、豊臣秀吉が、高野山の木食応其に与えたという巻第九断簡 (鞆旅部冒頭、湯木美術館蔵) に関する覚書を根拠とするものであり⁴、時の権力者が関わる逸品である。

高野切は、書写者の違いによって第一種 (推定書写者：藤原行経)・第二種 (推定書写者：源兼行)・第三種 (推定書写者：藤原公経) に分かれるが、いずれもいわゆる女手仮名による流麗な筆致で書かれており、美的鑑賞を前提として書かれたと考えても不思議はない。

しかしながら、その一字一字の書体それぞれは、実用書体としての女手仮名との間に懸隔はない。その意味で、美術的書体を志向したものではないことは明らかである。いくら美術的名品として評価されようが、その書体そのものは、実用書体であり、ただ、見事な筆致であるというに過ぎない。そのことは、高野切中、ただ二首にのみ見える「草仮名」の存在からも明らかである。第三種テキストに見られる巻十九の旋頭歌「題不知・詠人不知」(1007)とその返歌 (1008) は「草仮名」で書かれており、他に用いられている女手仮名 (図版に見える次の1009の貫之歌など) とは大きく異なっている。(図版参照。安東聖空 (1982) より)

多くの高野切和歌が女手仮名で書かれている中で、この二首が「草仮名」で書かれているということは、草仮名が極めて **marked** な書体であることを、つまり鑑賞者に訴えかける非

⁴ 「覚／紀貫之筆、古今集鞆旅之部巻頭／天の原の哥、元來 豊臣秀吉公ヨリ／高野山文殊院拝領之、子細有之テ、／其後文殊院ヨリ 正盛公江伝、／文殊院ハ高山上人也」(和歌山県立博物館 (2008: 29))



実用の美術志向書体であることは明らかである。

8 おわりに

本稿はターミノロジーという視点から、仮名用語問題を説いた。本稿の主眼は分析結果ではなく、分析方法や問題意識そのものの理解を得ることにあり、主旨は中間まとめにも記したので、繰り返さない。また、日本語書記技術史という視点から、仮名用語の歴史的利用状況と、仮名用語そのものの分析から、従来の仮名用語理解を再検討した現段階での結果報告も付加した。

なお、本稿の内容は、2016年9月25日に開催された、表記研究会シンポジウムでの発表「仮名用語再考・再論」をベースとしている。

参考文献

1. 安東聖空 (1982) 『かな古筆美の研究 第一巻 高野切篇』 同朋舎
2. 小倉滋司 (2015) 九～一〇世紀の仮名の書体：ひらがなを中心として『国立歴史民俗博物館研究報告』194 (共同研究：古代における文字文化形成過程の総合的研究)
3. 森山隆 (2006) 『図説 かなの成り立ち事典』 教育出版
4. 山田健三 (2010) 「男手」考—宇津保物語の用例をめぐる平安書記システム記述— (田島毓堂編『日本語学最前線』 和泉書院、pp.475-499)

5. 山田健三 (2012) 平安期日本語書記システムにおける「平仮名」の位置 (第107回訓点語学会発表レジュメ。未論文化)
6. 山田健三 (2013a) 「草仮名」名義考 (『国語語彙史研究・三十二』和泉書院)
7. 山田健三 (2013b) 書記用語「万葉仮名」をめぐる (『信州大学人文学部人文科学論集〈文化コミュニケーション学科編〉』第47号)
8. 山田健三 (2013c) 仮名をめぐる歴史上の書記用語・再考 (『日本語学』32-11 (通巻414号))
9. 山田健三 (2015a) 連綿句読法 (『信州大学人文科学論集』2号 (通巻49卷))
10. 山田健三 (2015b) 仮名のレドゥシール: 鈴木広光『日本語活字印刷史』に学ぶ (書評論文) (『名古屋大学国語国文学』108 (名古屋大学国語国文学会))
11. 山田健三 (2015c) 「成立期の仮名」をめぐる日本語書記システム史上の諸問題 (『日本史研究』639号 (日本史研究会))
12. 山田健三 (2015d) 〈かな〉と〈カナ〉のものがたり: 日本語史学工房への招待 (講演記録 (『都留文科大学国語国文学会会報』131))
13. 山内洋一郎 (2011) ことば「平仮名」の出現と仮名手本 『国語国文』80-2
14. 和歌山県立博物館 (2008) 『没後四〇〇年 木食応其 秀吉から高野山を救った僧』

(2017年10月31日受理、11月15日掲載承認)

